

災害用備蓄食品の有効活用について

国土交通省 関東地方整備局 特定離島港湾事務所では、食品ロス削減及び生活困窮者支援等の観点から、入替により不用となった災害用備蓄食品について、フードバンク団体等への提供に取り組んでいます。（フードバンク団体等とは、子どもの貧困対策、生活困窮者支援など生活に困難を抱えている方々に対し食料・食事の支援を行っている団体をいいます。）

1. 提供可能となる食品に関する情報

品目	商品名	内容量	賞味期限	販売者 製造者	1箱あたり			提供可能数	
					寸法	重量	数量	個数	箱数
アルファ米	100g 尾西の白米	100g	2024年5月	尾西食品(株)	41*31*20cm	6kg	50個	50個	1箱
アルファ枚	100g 尾西のわかめごはん	100g	2024年5月	尾西食品(株)	41*31*20cm	6kg	50個	50個	1箱
アルファ枚	100g 尾西のえびピラフ	100g	2024年5月	尾西食品(株)	41*31*20cm	6kg	50個	50個	1箱
レトルトパウチ きんぴらごぼう	美味しい防災食 きんぴらごぼう	75g	2024年6月	アルファフーズ(株)	46*30*22cm	5kg	50個	50個	1箱

参考写真



参考画像（製造者 HP より）



2. 引渡しに関する情報

- 引渡時期 2024年2月1日 から 2024年3月22日
- 引渡方法 引渡 または お届け（着払い）
- 引渡場所 東京都品川区北品川1-3-12 第5小池ビル5階
特定離島港湾事務所

3. 申込みに関する情報

- 申込期限 2024年3月15日
- 申込宛先 ikuta-a83ab@mlit.go.jp 及び miyamoto-s83ab@mlit.go.jp
- 申込方法 申込先宛先に、以下①から⑤を記載した電子メールを送付ください。
 - ① 団体名
 - ② 住所
 - ③ 担当者名
 - ④ 電話番号
 - ⑤ メールアドレス
 - ⑥ 提供希望の商品名、数（箱数）
- 注意事項 別紙に示す合意事項をご了承の上で申込みください。
申込数は、箱単位とします。
電子メール先着順で提供します。

【合意事項】

1. 災害用備蓄食品の提供

- (1) 災害用備蓄食品を提供する前に、特定離島港湾事務所において本来の備蓄食品としての目的などに使用し、提供できる数に変更が生じた場合には、提供数の調整を行う。
- (2) 災害用備蓄食品の提供を受けるフードバンク団体等は、特定離島港湾事務所と協議の上、提供食品の引渡方法及び引渡日時を決定し、受取を確実にを行う。

2. 提供災害用備蓄食品の品質管理

災害用備蓄食品の提供を受けたフードバンク団体等は、提供食品の品質が保持されるよう、以下の(1)から(4)までの事項を遵守するなど適切に取り扱うとともに、譲渡先に対しても適切に取り扱うよう指導する。

- (1) 食品の保管、荷捌きに必要な施設及び機械を設置・保有すること。
- (2) 食品は床に直置きしないこととし、衛生に悪影響を及ぼす薬品、廃棄物等とは分けて保管すること。
- (3) 保管中に汚損及び破損等により食品衛生上の問題が生じた食品は、受取先に対して譲渡しないこと。
- (4) 食品を保管する施設の衛生管理を適切に行うこと（定期的な清掃、採光、照明、換気等）。

3. 提供食品の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果の報告

食品の提供を受けたフードバンク団体等は、提供食品の取扱いに関する情報（譲渡先の名称、譲渡年月日、譲渡数量）を記録し、これを1年間保存する。また、特定離島港湾事務所が求めた場合には当該情報を報告する。

4. 責任の所在

- (1) 特定離島事務所は、提供食品が提供を受けるフードバンク団体等に引き渡されるまでの間、当該食品に定められた保管方法に従い適切に管理されていたことを保証する。引き渡し後については、提供を受けたフードバンク等の責任において提供食品の品質管理を行う。
- (2) 提供食品の譲渡後の事故の責任は、一切、特定離島港湾事務所に問わない。

5. 提供食品の譲渡先

食品の提供を受けたフードバンク団体等は、社会福祉法人、特定非営利活動法人、行政その他生活支援を必要とする個人の支援を目的とする団体を通じて、又は直接個人に対して提供食品を譲渡する。

なお、食品の提供を受けたフードバンク団体等は、譲渡する前にやむを得ず提供食品を廃棄する場合は適切に行う。

6. 誠実協議

本合意事項に記載なき事項又は本合意事項の解釈に疑義の生じた事項については、食品の提供を受けたフードバンク団体等と特定離島港湾事務所とで、信義誠実のもとに協議の上、解決する。

7. 反社会勢力の排除等

食品の提供を受けたフードバンク団体等は、自己が現在または将来にわたって反社会勢力に該当しないこと。また、不当な要求や脅迫、暴力的行為、特定離島港湾事務所の信用を毀損する行為を行わないことを約する。

譲渡報告書

団体名	
報告年月日	

番号	譲渡 年月日	譲渡先 名称	譲渡 品名	譲渡 数量	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					